

暫定基準（第二次案）の個別の物質に対して寄せられた御意見（抜粋）

No	ご意見	意見提出者	文書番号
1	暫定基準値案内に記載のアメリカの基準値(リン化水素、ペノキサコール、クロピドール)について、値が間違っているので修正して欲しい。	California Strawberry Commission	9
2	US-EPA と CAL - DPR は、銅、硫黄、ガーリックオイル、Azadirachtin、ミネラルオイル、NEEM OIL、BACILLUS THURINGENSIS、リン酸鉄、INSECTICIDAL SOAP、桂皮アルデヒド、重炭酸カリウム、AMPELOMYCES QUISQUALIS について、安全であるとし、害虫のコントロールとして用いられる天然の物質であり、トランスは必要ないとしている。厚生労働省の対象外物質においては、硫黄、BACILLUS THURINGENSIS、重炭酸カリウムについては、対象外物質ということがわかる。これらが、暫定基準最終案に含まれるのか、対象外物質であるのか、その他の物質が暫定基準最終案に含まれるのか、対象外物質のリストに分類されるのか、確認したい。[原文英語]	California Strawberry Commission	9
3	「現行のみ」リストにあるトラロメトリンは、暫定基準の No.355 に記載があるので、「現行のみ」リストから削除すべきではないか。	小川邦彦	18
4	農薬取締法の登録農薬であるマンゼブ・マンコゼブ(ジチオカルバメート)のとうもろこし、プロパルギットの未成熟いんげんが、暫定基準第2次案に記載されていない。	日本水産株式会社	19
5	「硫酸第二銅」「水酸化第二銅」等の無機化合物については、「自然に食品に含まれる物質と同一である場合、当該食品に対して当該物質が含まれる程度は、当該食品に一般に含まれる量を超えてはならない」の規定により規制されると考えるが、当該食品に一般に含まれる量について、改めて明示していただくか、参考とする数値の所在を明確にさせていただきたい。	日本水産(株)	19
6	水産物の麻酔薬(生き締め)として使用されている「オイゲノール:0.05ppm」「イソオイゲノール 100ppm」と2000倍の差が付けられた根拠を明示していただきたい。オイゲノールは生き締め時に使用すると0.05ppmを超えて残留する可能性が懸念される。	日本水産株式会社	19
7	海外の水産動物の養殖に使用されているが、当該水産物に対して暫定基準値が設定されていない動物用医薬品と飼料添加物がある。 例)インドネシア産えび(ブラックタイガー):ジフラゾン、ニフルスチレン酸ナトリウム、クロラムフェニコール、エンドスルファン えび(インドネシア産他):BHA、BHT、エトキシキン サケ類(チリ産):エマメクチン(エマメクチン安息香酸は暫定基準あり) うなぎ類(中国産):BHA スズキ目(日本産):BHA	日本水産株式会社	19
8	飼料添加物の暫定基準設定の根拠がわかりにくい。特に、エトキシキン、オキシロニック酸、トリクロルホンは農薬の登録保留基準が参考基準とされているが、農薬登録保留基準を採用した数値的根拠が不明瞭であり、明示していただきたい。	日本水産株式会社	19
9	オキシテトラサイクリン、スペクチノマイシン、セフチオフル、ダノフロキサシン、ドラメクチン、ネオマイシン、ピランテル、リンコマイシンのその他の内臓等について、基準値案では筋肉と同じもしくは筋肉より低い薬事法等の値が採用されているが、その他の内臓等は筋肉と比較して摂取する機会が少ないため、また筋肉の残留性は他の臓器に比べ低いため、筋肉と同じもしくは筋肉より低い値に設定すると薬剤の適正使用にもかかわらず検出される可能性がある。したがって、肝臓と同等の値に設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20

10	ジノプロスト(239)基準値案では、牛および豚の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、および牛の乳のすべてが0.0001 ppm(薬事法)と設定されている。しかしながら、ジノプロスト(別名:プロスタグランジン F2 (PGF2))は、天然型のホルモンで、牛で発情周期の同調、子宮疾患の治療等、豚で分娩誘発に用いられ、また、ヒト用医薬品としても妊娠末期における陣痛誘発・陣痛促進・分娩誘発にも用いられている。国内で実施された牛及び豚における残留試験から、基準値案の 0.0001 ppm(=0.1 ppb)は、内因性 PGF2 濃度よりも低値であり、ジノプロストを投与されていない動物でも基準値案を上回る値が常に検出されることが予測され、現実的な残留基準値とは考えられない。ジノプロストは、天然型のホルモンであり、内因性 PGF2 と区別ができないところから、人の健康を損なうおそれがない「対象外物質」のリストに掲載していただきたい。あるいは、PGF2 濃度のバックグラウンド値を考慮し、この値を越えた基準値を設定していただきたい。	ファイザー製薬	20
11	スペクチノマイシン(280)牛のその他の内臓等、豚のその他の内臓等: 基準値案では、最も低い筋肉の基準値と同じ0.5 ppmとなっているが、その他の内臓等は筋肉と比較して摂取する機会が少ないため、また筋肉の残留性は他の臓器に比べ低いため、筋肉とおなじ値にすると薬剤の適正使用にもかかわらず検出される可能性がある。したがって、肝臓と同等の2 ppmに設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20
12	ドキシサイクリン(359)牛のその他の内臓等: 基準値案では0.1 ppmとなっているが、その他の内臓等は摂取する機会が少ないため、また薬剤の適正使用にもかかわらず検出される可能性がある。したがって、肝臓と同等の0.3 ppmに設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20
13	ドラメクチン(361)の牛の筋肉は基準値案では0.01 ppm(Codex)、豚の筋肉は基準値案では0.005 ppm(Codex)となっているが、国内の残留試験における検出限界値は両方とも0.03 ppmであり、0.03 ppm(薬事法)での設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20
14	ドラメクチン(361)の鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等について基準値案では資料がないため設定されていないが、検出限界値(HPLC法)の0.03 ppm(薬事法)での設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20
15	ピランテル(456)の牛及び鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等について、基準値案では設定されていないが、検出限界値の0.5 ppmでの設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20
16	ピランテル(456)豚のその他の内臓等:基準値案では筋肉の基準値と同じ1 ppmとされている。その他の内臓等は筋肉と比較して摂取する機会が少ないため、また筋肉の残留性は他の臓器に比べ低いため、筋肉とおなじ値にすると薬剤の適正使用にもかかわらず検出される可能性がある。したがって、肝臓と同等の10 ppmに設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20
17	クレソキシムメチルは、「上記以外の果実」にあたる「アケビ」でマイナー作物承認がなされており、現在作物残留試験を実施中である。従って、CODEX 基準でなく登録保留基準値を採用して欲しい。	BASF アグロ株式会社	21
18	ジチアノンの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準(0.5ppm)が設定されているが、記載がない。	BASF アグロ株式会社	21
19	作物残留試験成績に鑑み、ジチアノンの「なつみかんの果実全体」「グレープフルーツ」「その他のかんきつ類果実」について、CODEX 基準値でなく登録保留基準を採用して欲しい。	BASF アグロ株式会社	21
20	作物残留試験成績に鑑み、トリホリンの「トマト」「きゅうり」「メロン類果実」「いちご」について、CODEX 基準値でなく登録保留基準を採用して欲しい。	BASF アグロ株式会社	21
21	わが国で、飼料添加物として指定されているビタミン類32種類およびアミノ酸類12種類が農林水産大臣から指定されていることから、これらのビタミンおよびアミノ酸類についても対象外物質として明記されたい。	(社)日本科学飼料協会	22

22	シアン化水素について、かんきつ類果実のうち、レモンにのみ類型3 - 2 - 1が適用され、アメリカの基準値が採用されているが、輸入実態を考えると、オレンジ、グレープフルーツについても米国基準を考慮する必要があるものとする。	日宝化学株式会社	23
23	アンピシリン アンピシリンの豚の腎臓における定量限界について、0.009 µg/g程度であるとのデータはあるが、実際の定量限界は組織の抽出率、検定誤差等の存在を考慮する必要があり、このレベルまで確実に検出できるとは考えがたい。また、その他の動物種及び臓器の基準値案と比較しても非常に低い値となっている。以上のような状況を鑑み、基準値案を0.01ppmとすることを御検討いただきたい。	武田シェリング・ブラウ アニマルヘルス株式会 社	25
24	アンピシリン アンピシリンの鶏の卵における定量限界について、希釈率、感度限界及び回収率等を考慮すると0.013～0.016 µg/gと幅があるとのデータがあることから、基準値案を0.01ppmとするのは不適切と考える。端数を切り上げて0.02ppmとすることを御検討いただきたい。	武田シェリング・ブラウ アニマルヘルス株式会 社	25
25	リゾチームは魚類を含む動植物の組織中に広く分布することが知られており、本来内在するリゾチームと投与したリゾチームを区別して分析することはできません。 例えば、動物薬承認時の申請資料中にあるように、リゾチームを投与されていないスズキ目魚類からも基準値(案)以上のリゾチームが検出される場合があります。また、卵等にリゾチームが含まれても問題にはならないが、スズキ目魚類に検出された場合、たとえ天然魚であっても問題になるのであれば、一般消費者に対して無用の混乱と不安を与えることになるとも考えられます。 基準値の設定には食品に含まれる量を勘案してご検討いただきますようお願いいたします。(資料略)	協和発酵工業株式会 社	26
26	魚類分類上、サケ目は存在しないと思いますので、ニシン目魚類又はニシン目魚類サケ科が適当であると考えます。	三鷹製薬株式会社	34
27	オキシソニック酸の物質名は、動物用医薬品において「オキシソリン酸」となっていますので、「オキシソリン酸」が適当で有ると考えます。	三鷹製薬株式会社	34
28	エンドリンの検出限界は0.005ppmではないのか。また、昭和45年の環食化第79号通知では、ばれいしょの検出限界として0.005ppmが定められているが、ばれいしょ以外にも適用されるのか。	国立医薬品食品衛生 化学研究所	35
29	ジチオカルバメートの基準値はCS2換算で示す、とあるが、登録保留基準はCS2換算されていない。換算した値をもって基準値を剪定すべきではないか。	国立医薬品食品衛生 化学研究所	35
30	オレンジピールについて、食品分類を明確にして欲しい。	サントリー株式会社	39
31	類型1 - 1が適用され、CODEX基準により1ppmが設定されているエテホンの小麦について、作物残留試験結果を示す。それによると、最大で0.60ppmが検出されていることから、基準値として2ppmを要望する。	石原産業株式会社	41
32	フルアジホップは、「上記以外のせり科野菜」にあたる「せんきゅう」でマイナー作物承認がなされている。よって、せんきゅうを包含する「根・茎類」の登録保留基準0.5ppmを採用して欲しい。	石原産業株式会社	41
33	例えば国産のピーマンは、独自に調査した値では、臭素の残留が、基準値案(20ppm、CODEX)より大幅に高く認められている(61.3-112ppm)。基準値設定に関しては、現在流通している輸入及び国産農産物の流通を阻害しないよう、実情にあった値を設定すべきである。	メチルプロマイド工業会	44

34	クロロタロニルの「上記以外のベリー類果実」に CODEX 基準はないことから、修正を求める。	株式会社エス・ディー・エスバイオテック	45
35	ノバルロンに記載の現行基準(なす)が、官報記載の基準値と異なっているので修正して欲しい。	株式会社エス・ディー・エスバイオテック	45
36	米国基準では、プロフェタムホス、ヒドロブレン等について、食品の保管・加工・調理・提供施設の衛生管理の為に施工の結果として、これらの殺虫剤について「Food Commodities」という定義のもとで残留基準が設定されている。今回の法改正の中で、製造業者からの出荷以降、消費者の手又は口に入るまでの食品流通・保管。最終加工施設までの経路を考慮し、同様の考え方を導入した暫定基準値設定は必要ではないのか。	株式会社日清製粉グループ本社	46
37	トリメチルスルホニウムは、アメリカにスルホサートとして基準があるので、トリメチルスルホニウムに反映して欲しい。	株式会社日清製粉グループ本社	46
38	フルオリンは、アメリカ基準が反映されていないので、反映して欲しい。	株式会社日清製粉グループ本社	46
39	二硫化炭素は、一次案回答でジチオカルバメートとして基準値が設定されているとしているが、二次案の脚注にはその説明がない。	株式会社日清製粉グループ本社	46
40	イミダクロプリドは、対象外物質リストに記載があるが、これは動物用医薬品としての用途に限られ、農薬として使用する場合には、暫定基準を設定するという意味なのか。	日清製粉グループ本社	46
41	イミダクロプリド 食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康をそこなうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質」の設定についての案の 対象外物質(案)の 適切に使用されている限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性が無視できると評価された物質にイミダクロプリドが記載されているが、これは動物用医薬品の動物殺虫剤としての使用に限られ、殺虫剤の目的で農薬として使用する場合は、暫定基準を設定するというのでしょうか。	(株)日清製粉グループ本社 / 日清製粉(株) / 日清フーズ(株)	46
42	アゾキシストロピンは、「上記以外のかんきつ類果実」にあたる「さんしょう」でマイナー作物承認がなされている。よって、さんしょうの登録保留基準10ppmを採用して欲しい。	シンジェンタジャパン株式会社	47
43	ジクワットの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準(0.03ppm)が設定されているが、記載がない。また、アメリカの基準(貝類)が反映されていない。	シンジェンタジャパン株式会社	47
44	シマジンのアメリカ基準(くるみ)が反映されていない。	シンジェンタジャパン株式会社	47
45	シロマジンのアメリカ基準(チコリ)が反映されていない。	シンジェンタジャパン株式会社	47
46	チアベンダゾールの日本なし、西洋なしにある CODEX 基準は、3ppm の誤りである。	シンジェンタジャパン株式会社	47
47	チアトキサムは、「にら」でマイナー作物承認がなされている。よって、にらの登録保留基準2ppmを採用して欲しい。	シンジェンタジャパン株式会社	47
48	ピメトロジンのパセリに EU 基準があることから、反映して欲しい。	シンジェンタジャパン株式会社	47
49	フルジオキソニルは、「上記以外の野菜」にあたる「未成熟さげ」「未成熟ふじまめ」「未成熟そらまめ」でマイナー作物申請がなされている。よって、これらの登録保留基準5ppmを採用して欲しい。	シンジェンタジャパン株式会社	47

50	プロピコナゾールの現行基準(パイナップル)の記載は誤りである。	シンジェンタジャパン株式会社	47
51	プロフェノホスのてんさいに、CODEX基準はない。修正を求める。	シンジェンタジャパン株式会社	47
52	類型1-1が適用され、CODEX基準により0.05ppmが設定されているメタラキシル及びメフェノキサムの米について、作物残留試験結果を示す。それによると、最大で0.03ppmが検出されていることから、基準値として0.1ppmを要望する。	シンジェンタジャパン株式会社	47
53	類型1-1が適用され、CODEX基準により0.05ppmが設定されているメタラキシル及びメフェノキサムのばれいしょについて、作物残留試験結果を示す。それによると、最大で<0.05ppmが検出されている(不検出)ことから、基準値として0.5ppmを要望する。	シンジェンタジャパン株式会社	47
54	類型1-1が適用され、CODEX基準により0.5、1、0.5ppmが設定されているメタラキシル及びメフェノキサムのトマト、ピーマン、きゅうりについて、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で0.35ppm、0.88ppm、0.50ppmが検出されていることから、基準値としていずれも2ppmを要望する。	シンジェンタジャパン株式会社	47
55	メタラキシル及びメフェノキサムは、「上記以外の野菜」にあたる「たらのき」「みょうが」「くわい」等で、「上記以外のなす科野菜」に当たる「ししとう」「とうがらし」等で、また「かぼちゃ」にあたる「ズッキーニ」でマイナー作物申請がなされている。よって、これらの登録保留基準2ppmを採用して欲しい。	シンジェンタジャパン株式会社	47
56	メチダチオンの「夏みかんの果実全体」には類型6が適用され、2ppmとなっている。しかし、作物残留試験成績によると、適正使用範囲内での最大残留は2.36ppmである。従って、登録保留基準5ppmの採用が必要である。	シンジェンタジャパン株式会社	47
57	メトラクロールにはS-メトラクロールが含まれることを明記して欲しい。	シンジェンタジャパン株式会社	47
58	類型1-1が適用され、CODEX基準により0.2、0.5ppmが設定されているメチダチオンのパイナップル、茶について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で0.015ppm、0.35ppmが検出されていることから、基準値として0.2、1ppmを要望する。	シンジェンタジャパン株式会社	47
59	クロチアニジンの「にら」には登録保留基準があるので、採用して欲しい。また、最新のアメリカ基準を反映して欲しい。	住化武田農薬株式会社	50
60	スルホスルフロンのカナダ基準値が反映されていない。	住化武田農薬株式会社	50
61	クロルフェナビルは、「さんしょう」でマイナー作物承認がなされている。よって、さんしょうの登録保留基準(小粒果実類)5ppmを、その他のかんきつ類果実に採用して欲しい。	日本農薬株式会社	51
62	テフルベンズロンの未成熟えんどうの登録保留基準は、5ppmの誤りである。	日本農薬株式会社	51
63	フェノバルブのにら、たけのこの現行基準が抜けている。	日本農薬株式会社	51
64	フェンピロキシメートの現行基準(マイナー作物対応分)が抜けている。	日本農薬株式会社	51
65	類型1-1が適用され、CODEX基準により0.5ppmが設定されているプロフェジンのオレンジ、その他のかんきつ類果実について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で0.64ppm(オレンジ)、0.70ppm(レモン)が検出されていることから、基準値として登録保留基準の2ppmを要望する。	日本農薬株式会社	51
66	プロパルギットの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準(3ppm)が設定されているが、記載がない。	日本農薬株式会社	51
67	作物残留試験成績に基づき、基準値が定められているクロルフェナビル、テブフェンピラド、テフルベンズロン、フェンピロキシメート、フルオルイミド、フルバリネートについて、茶の基準値はいずれも溶媒抽出の分析値に基づいて設定されている。従って、脚注の	日本農薬株式会社	51

	「熱湯抽出法による」という記述を削除すべきと考える。		
68	作物残留試験成績に鑑み、ジチオカルバメートの「メロン類果実」について、CODEX 基準値でなく登録保留基準を採用して欲しい。	ダウ・ケミカル日本株式会社	53
69	作物残留試験成績に鑑み、フェンブコナゾールの「りんご」「日本なし」「西洋なし」「ぶどう」について、CODEX 基準値でなく登録保留基準を採用して欲しい。	ダウ・ケミカル日本株式会社	53
70	ペノキスラム (Penoxsulam) は、2004 年9月にアメリカ基準が新規に設定されているので、反映して欲しい。	ダウ・ケミカル日本株式会社	53
71	ジチオカルバメートの「夏みかんの外果皮(10ppm)」と「夏みかんの果実全体(1ppm)」の基準値は、いずれも登録保留基準値を参考として設定されているが、整合性が取れていない。外果皮の基準 10ppm に合わせ、果実全体の基準を 4ppm として欲しい。なお、果肉・果皮の残留値から換算した果実全体の作物残留試験における最大残留量は、4.41ppm である。	ダウ・ケミカル日本株式会社	53
72	メキシフェノジドの未成熟いんげん、未成熟えんどう、その他の野菜は、2004 年9月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。	ダウ・ケミカル日本株式会社	53
73	きのご類の食品分類について、「マッシュルーム」はきのご全体を差す言葉であることから、いわゆるマッシュルームのみを差す場合、「マッシュルーム(ツクリタケを言う)」と明確化した方がいいのではないか。	全国食用きのこ種菌協会	61
74	アザペロン 豚のその他の内臓等の残留基準値 0.001ppm は、分析試験法としてラベル化合物を用いた場合での検出限界値と考えられるが、野外で使用される HPLC 法では 0.001ppm を検出することは不可能である。従って、豚のその他の内臓等の残留基準値は豪州基準の 0.2ppm としていただきたい。	三共ライフテック株式会社	65
75	リン化水素の暫定基準案に、「リン化マグネシウム」由来のものも含めて欲しい。	デゲシュ・ジャパン株式会社	67
76	性フェロモン剤は、直接農作物にかけるものでないので対象外物質となるのかどうか明確にしていきたい。	キョーマン株式会社	69
77	トルトラズリルの日本語表記は、トルトラズリルに訂正していただきたい	バイエルメディカル(株)	70
78	トルトラズリルの牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓については現在空欄となっているが、欧州連合(EU)では現在、暫定 MRL として、豚と同じ基準が設定されている。EMEA の発表文書を添付するので、牛に関する参考基準国の数値として採択していただくと共に牛についても暫定基準を設定していただきたい。	バイエルメディカル(株)	70
79	フェバンテルについては、新たに暫定基準を設定しなかった物質(「残留基準が定められているものであって、暫定基準を設定しなかった農薬等」)に分類されていますが、現時点で残留基準が定められているのは魚介類(ふぐ目魚類に限る)のみであって馬の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓等については空欄となっております。追って残留基準が設定される予定のようですが、少なくとも馬については国内で薬事法に基づく承認の際の検出限界値がありますし、また EU においても牛・羊・豚・馬の筋肉等について基準が設定されていますので、それに基づき暫定基準を設定していただきますようよろしくお願いいたします。	バイエルメディカル(株)	70

80	アラニカルブはメソミルに代謝されるが、作物残留試験結果によると、アラニカルブが不検出で、メソミルが検出される場合があり、特に「ばれいしょ」「すいか」では基準値案を超えている。再考を願いたい。また、両者の基準値を比較した場合、アラニカルブの暫定基準値をメソミル換算すると、ばれいしょ、すいか、メロン及びびももの基準値で、メソミルの基準値案を超える。従って、これらの事実を勘案し、メソミル及びチオジカルブの基準値を、アラニカルブの暫定基準値で、メソミル及びチオジカルブの登録保留基準値に相当する、0.5,2,2,2ppm にして欲しい。	大塚化学株式会社	79
81	作物残留試験成績を検討した結果、大豆とトマトにおいて、チオファネートメチルの国内最大残留値(カルベンダジム換算)(それぞれ0.28・0.83ppm)が、暫定基準案(それぞれ0.2・0.5ppm)を上回っている。これらについて、実態を考慮し、登録保留基準である0.6・3ppmを基準値として設定して欲しい。	日本曹達株式会社	92
82	チオファネートメチルは、「アケビ」「チェリモヤ」「カリン」「ゴレンシ」「パッションフルーツ」「コリアンダー」「オリーブ」でマイナー作物承認がなされている。よって、これらの登録保留基準3ppmを、その他の果実に採用して欲しい。	日本曹達株式会社	92
83	対象外物質に「飼料添加物ビタミン類(カロテンを含む)」を追加していただけますようお願いいたします。 理由: 飼料添加物としては、「飼料の栄養成分その他の有効成分の補給」の用途で、家畜に使用が認められ、農林水産大臣より指定されている。 - カロテンは、牧草などの天然植物性飼料にも含まれており、家畜の栄養成分(プロビタミン A)として従来から摂取されている。 飼料添加物で使用される合成 - カロテンは、自然界に存在する天然 - カロテンと同一の構造を有する。 また、 - カロテンは、自然界に広く存在するカロテノイドの1種で、ニンジン中ではじめて発見され、草木、野菜、海藻、果物、牛乳などに広く含有されている。食品添加物として着色料として指定されているのみならず、他のビタミン類と同様、栄養強化の目的で強化剤としても指定されている。食品添加物として指定されている合成 - カロテンは、自然界に存在する天然 - カロテンと同一の構造を有する。	DSM ニュートリション ジャパン(株)	93
84	クレンプテロール及びメロキシカムの牛の脂肪については、EU においては、脂肪の残留は他の主要臓器の残留に比べて極めて低い。また、マーケットバスケットの考え方から脂肪は主要摂取臓器ではないことから脂肪については MRL の設定の必要はないと EU では判断されています。	ベーリンガーインゲル ハイムシオノギベトメデ イカ株式会社	95
85	プロチゾラム(549)の牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、乳及びメンブロン(650)の牛及び豚の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、牛の乳については、EUにおいては ANNEX に分類されており、ADIとマーケットバスケットから MRL は必要ないとされている。 暫定基準値設定には国内の承認時の基準が採用されていますが、科学的に決められた EU での MRL の設定なしを優先していただき、今回の暫定基準設定に当たりましても、MRL の設定の必要がないものとして検討いただきたい。	ベーリンガーインゲル ハイムシオノギベトメデ イカ株式会社	95
86	テトラジホンの登録保留基準に誤記が認められるので修正して欲しい。	アグロ カネショウ株式 会社	97
87	ジクロベニルの登録保留基準(「日本なし」「西洋なし」)に誤記が認められるので修正して欲しい。	アグロ カネショウ株式 会社	97

88	クロラムフェニコールについては、「不検出」とする農薬等の一覧に含まれており、その分析方法及び不検出とする限度を告示で示すとあります。現在、はちみつのクロラムフェニコールの試験法については、平成14年3月29日付け食監発第0329005号別紙1「はちみつ中のクロラムフェニコール分析法」が告示されており、この試験法によると、その定量下限値は0.1ppmとなっております。はちみつ中のクロラムフェニコールについては、既に告示されているという理解でよいのでしょうか。	(社)全国はちみつ公正取引協議会 / 全日本はちみつ協同組合	98
89	はちみつにおけるストレプトマイシンの暫定基準値を設定してもらいたい。はちみつが食肉と比較して摂取量が少ないことは明白であり、ADI に基づきはちみつの暫定基準値を設定しても、安全性の面からは問題ないと考えます。また、現状はコーデックス規格、海外などの基準等がない場合は一律基準を適用しており、ストレプトマイシン等抗生物質の残留の有無は検出限界を持って判断致します。一律基準は現在の検出限界である0.1ppmを以て一律に設定されるよう要望致します。	(社)全国はちみつ公正取引協議会 / 全日本はちみつ協同組合	98
90	テトラサイクリン系抗生物質は、食肉についてはこれら3種の物質をトータル量として残留基準を設けているにもかかわらず、魚介類では単品ごとに残留基準を設けており、特にクロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンに至っては、「存在してはならない」という基準設定が行われているのは非論理的と考えます。他の食品種類において、既に安全性が確認されている化学物質については、全く確認されていない物質と区別し、それらを参考に基準を設定すべきであると考えます。	マルハ株式会社	100
91	類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ0.5、0.05、0.05ppm が設定されているジメトエートのかぶ類の根、キャベツ、たまねぎについて、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で0.25ppm、0.56ppm、0.061ppm が検出されていることから、基準値として登録保留基準の1ppmを要望する。	住友化学工業株式会社	101
92	ジメトエートは、「未成熟さげ」でマイナー作物承認がなされている。よって、未成熟さげの登録保留基準1ppmを、その他の野菜に採用して欲しい。	住友化学工業株式会社	101
93	プロシモンは、「しそ」でマイナー作物承認がなされている。よって、しその登録保留基準5ppmを、その他の野菜に採用して欲しい。	住友化学工業株式会社	101
94	インドキサカルブは、「未成熟そらまめ」でマイナー作物承認がなされている。よって、未成熟そらまめの登録保留基準1ppmを、その他の野菜に採用して欲しい。	デュポン株式会社	102
95	ジウロンの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準(0.05ppm)が設定されているが、記載がない。	デュポン株式会社	102
96	エトフェンブロックスは、「未成熟そらまめ」「マルメロ」でマイナー作物承認がなされている。よって、未成熟そらまめ、マルメロの登録保留基準5ppm、2ppmを、その他の野菜、マルメロに採用して欲しい。	三井化学株式会社	104
97	ジノテフランの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準(0.05ppm)が設定されているが、記載がない。	三井化学株式会社	104
98	フェンヘキサミドは、「らっきょう」でマイナー作物承認がなされている。よって、らっきょうの登録保留基準0.1ppmを、その他のゆり科野菜として記載、採用して欲しい。	三井化学株式会社	104
99	エプリノメクチン (98) 食品名 上記以外の陸棲哺乳類の脂肪 内容 牛の脂肪のMRLは0.25 ppmであり、本剤が牛以外の脂肪を介して摂取される可能性が低い状況のもと、その他の陸棲哺乳類の脂肪に牛より低いMRLを設定する根拠がないと思われま。牛の脂肪と同等のMRLを設定しても、ADIに与える影響はほとんどないと考えられます。	メリアル・ジャパン株式会社	105

100	<p>クロルスロン (180)</p> <p>食品名 上記以外の陸棲哺乳類の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、乳</p> <p>内容 牛以外の陸棲哺乳類の組織については一律基準値が適用されることとなりますが、本剤が牛以外の組織を介して摂取される可能性が低い状況のもと、その他の陸棲哺乳類の組織に牛より低いMRLを設定する根拠がないと思われます。牛の組織と同等のMRLを設定しても、ADIに与える影響はほとんどないと考えられます。</p>	メリアル・ジャパン株式会社	105
101	<p>スピラマイシン (277)</p> <p>食品名 上記以外の陸棲哺乳類の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、乳、ならびに鶏及び上記以外の家禽の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等</p> <p>内容 牛、豚以外の陸棲哺乳類の組織については一律基準値が適用されることとなりますが、本剤が牛、豚以外の組織を介して摂取される可能性が低い状況のもと、その他の陸棲哺乳類、鶏及び上記以外の家禽の組織に牛、豚より低いMRLを設定する根拠がないと思われます。牛、豚の組織と同等のMRLを設定しても、ADIに与える影響はほとんどないと考えられます。</p>	メリアル・ジャパン株式会社	105
102	<p>ポジティブリストの第2次案に記載されていない物質が少なくとも数種類あります(付録2参照(略))。私たちの提案は、追補IIにおける(EEC)第2377/90番(公衆衛生の保護のために最大残留限界を確立する必要がないもの)に従って記載されている全ての物質を「免除された物質」(人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質)のリストへ含めることです。</p>	株式会社インターベツト	108
103	<p>アモキシシリン、アンピシリン、エンロフロキサシン、エリスロマイシン、ハロフギノン、ナフシリン、ネオマイシン、オキシテトラサイクリン、プレドニゾロン、ピランテル、サリノマイシン、スペクチノマイシン、スルファドキシニについて、暫定基準第2次案とEUのMRLの間に相違が見られるので、これらの物質のMRLを再考してもらいたい。</p>	株式会社インターベツト	108
104	<p>アミトラズの豚の脂肪については、海外基準の平均値が採用されているが、Codexにおいて0.4ppmが設定されているので再考してもらいたい。</p> <p>はちみつについては、基準が設定されていないが、EUにおいてMRL(0.2ppm)が設定されている。</p>	株式会社インターベツト	108
105	<p>セフキノムの上記以外の陸棲哺乳類について基準がないが、馬について基準が設定されているので、採用してもらいたい。牛の筋肉等にもCODEX基準がある。</p>	株式会社インターベツト	108
106	<p>デルタメトリンの牛の脂肪、肝臓、腎臓、乳、鶏の卵について、Codex基準を採用とあるが、Codex基準なのかどうか確認できない。</p>	株式会社インターベツト	108
107	<p>ブラジクアンテルの上記以外の陸棲哺乳類について、EUのレポートを参考として基準が設定されているが、ニュージーランドのMPLにおいて、哺乳類の筋肉、脂肪、内臓について、0.1ppmが設定されているので、採用してもらいたい。</p>	株式会社インターベツト	108
108	<p>EUのANNEXに含まれているブセレリン、フロセミド、ゴナドトロピン、ルプロステール、ナタマイシン、オキシトシン、プロカインについて、対象外物質のリストへ含めてもらいたい。</p>	株式会社インターベツト	108
109	<p>ピペロニルブトキシドの「かんきつ類ジュース(0.05ppm)」と「かんきつ類(生果)(5ppm)」の基準値は、いずれもCODEX基準値を参考として設定されているが、整合性が取れていない。生果の基準5ppmに合わせ、ジュースの基準を5ppmとして欲しい。なお、搾汁率等から換算した基準値は、8.3ppmである。</p>	(社)日本果汁協会	112

110	プロパルギットの「オレンジジュース(0.3ppm)」「ぶどうジュース(1ppm)」「リンゴジュース(0.2ppm)」と「オレンジ(3ppm)」「ぶどう(7ppm)」「りんご(3ppm)」の基準値は、いずれもCODEX 基準値を参考として設定されているが、整合性が取れていない。生果の基準に合わせ、ジュースの基準を設定して欲しい。	(社)日本果汁協会	112
111	エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシトルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503) サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類 特に ADI を踏まえていない定量限界値による規制に関しては、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」等の法令に従い適切に生産管理を行なったとしても、畜水産物中での代謝の状態によっては基準を超えて検出される可能性が懸念される。「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」との調和を図るとともに、それぞれの物質について ADI、残留の実態等を踏まえた上でより科学的に暫定基準の設定検討をお願いします。(飼料原料については酸化防止剤の残存量が一定以上ないと生産国が輸出できない場合がある。)	水産食品衛生協議会	113
112	エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシトルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503) サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類 対象食品についてウナギ目魚類とスズキ目魚類にブチルヒドロキシアニソールの基準が設定されていない。十脚目甲殻類(ブラックタイガーえび、車エビ等)にエトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソールの基準が設定されていない。これらの魚介類は養殖されるものも多く、ジブチルヒドロキシトルエンに限ってもある程度の残留が十分考えられるにもかかわらず暫定基準値サケ目魚類 2ppm、十脚目甲殻類 0.01ppm(仮定の一律基準)の設定は無理があると思われる。ADI、残留の実態等を踏まえた上でより科学的に暫定基準を設定してください。	水産食品衛生協議会	113
113	エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシトルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503) サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類 ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソールについては、食品添加物として、油脂、バター、魚介乾製品、魚介塩蔵品および乾燥裏ごしイモに、その1Kgに 0.2g 以下、魚介冷凍品および鯨冷凍品にあっては浸漬液1Kgにつき1g 以下の使用が認められている。添加物として使用した場合、今回の残存基準を超える可能性がある。ポジティブリスト制はすべての食品について適用されるが、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソールを食品添加物として使用する場合と、ポジティブリスト制の基準との整合性はどのように判断すればよろしいか。	水産食品衛生協議会	113
114	エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシトルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503) サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類 飼料添加物・動物用医薬品の暫定基準案設定の根拠がわかりにくい。表からは、設定根拠がどの法令の定量限界値あるいは残留データを、どのように使用したか不明解である。(明示してください)	水産食品衛生協議会	113
115	ジスルホンは、対象化合物として、代謝物であるスルホン体を含める必要がある。	反農業東京グループ	115

116	ヘブタクロルは、対象化合物として、ヘブタクロルエポキシドを含める必要がある。	反農薬東京グループ	115
117	ジノプロスト(239) 基準値案では、0.0001 ppm(薬事法)と設定されているが、根拠となる分析法が未だ情報収集中のことから、実際にこの値で残留基準が設定された場合、分析不能、また検出不能になってしまう可能性がある。	日本全薬工業株式会社	116
118	チアムリン 当社で使用しているチアムリンについては、豚の胆汁における検出限界を 50ppb で設定しておりますが、暫定基準値(案)では40ppb(「その他の内臓等」に該当すると考えた場合)に設定されているため、検出不能となってしまう可能性があります。このように、胆汁等のいわゆるマイナー臓器・組織の基準を最も低く設定されている臓器の基準値に合わせることは、検出限界値の観点から検討した場合、妥当性がないと考えられます。	日本全薬工業株式会社	116
119	アザジラクチンは、アメリカで GRAS として登録されているので、対象外物質としてリストに加えるべきである。	アヲハタ株式会社	117
120	ミルネブは、ジチオカルバメート系農薬であり、マンネブ等の他のジチオカルバメート系農薬と同じく、分析対象化合物が CS2 であり区別できない。従って、ミルネブの全ての食品の基準値を、ジチオカルバメートと同一として頂きたい。	三共アグロ株式会社	120
121	アピラマイシン アピラマイシンは EU(ヨーロッパ連合)において、豚、鶏、七面鳥、オーストラリアにおいて鶏、日本では豚及び鶏、その他の東南アジア及び南米等の諸外国において豚、鶏並びにその他の家きん(産卵鶏を含む)に使用されている。七面鳥については、EUにおいて2003年に認められており、その申請時に提出した資料中にあるバリデートされた定量限界値(0.05ppm)をもって規制することで、残留安全性上問題なしとの結論がだされています。このため、基準の設定されていない「上記以外の家きん」についても、鶏同様、0.05ppm を設定することは可能と考えます。	日本イーライリリー株式会社	122
122	アブラマイシン 豚については、もっぱら諸外国で使用されているため(国内では承認を取得したものの10年近く販売実績はなく、諸外国での使用を優先させるべきと考えます)、諸外国の基準を参照し、筋肉についてはオーストラリアとカナダの基準から0.3ppm を、その他の臓器ではオーストラリアの基準の「その他の内臓」の2ppmを採用すべきであると考えます。なお、脂肪については規定されておらず、その他の内臓に含まれると解釈されますが、より厳しい基準として筋肉の基準を当てはめることで、十分な残留規制が可能と考えます。	日本イーライリリー株式会社	122
123	ナラシン 本剤は、諸外国において、哺乳動物については、牛及びその他の反すう動物並びに豚で用いられています。今回のポジティブリスト制について考慮された諸外国中では、唯一オーストラリアにおける牛の基準が、バリデートされた定量限界である 0.05ppm を用いて設定されています。しかし、それ以外の哺乳動物、すなわち豚及び上記以外の陸棲哺乳類(緬山羊)についても、既に ADI が設定されていることから、牛と同様の定量限界である 0.05ppm を基準として用いることは可能と考えます。 さらに、卵につきましても、諸外国で産卵鶏(幼雛～大雛時)に使用されている実態を考えると、何らかの基準を設定することが望ましく、同様の定量限界値である 0.05ppm の設定が適当であると考えます。	日本イーライリリー株式会社	122

124	<p>タイロシン</p> <p>タイロシンについては、国内で審議された残留性資料における定量限界値が 0.5～0.1ppm 程度であったこと、また、現在、MRL を有する諸外国の MRL 値の平均が、それぞれの動物及び臓器について 0.1～0.2ppm であることから、現在の暫定基準値の考え方からすると国内で審議された定量限界値又は諸外国の MRL 値を参照とすべきと考えられます。諸外国の MRL 値は、ADI の設定とそれに続くマーケットバスケットによる一日摂取量からもとめられており、その意味からすると諸外国の値を参照とする方が科学的にも妥当性が高く、また、それらの値は国内の分析限界値(申請時の資料)とほぼ同レベルであり、問題は少ないと考えます。なお、鶏についても、哺乳動物と同様の考え方が可能であり、薬事法で規定された 0.05ppm でなく、「上記以外の家きん」と同じ基準を用いることが可能と考えられます。</p>	日本イーライリリー株式会社	122
125	<p>ハイグロマイシン</p> <p>ハイグロマイシンについては、米国その他の諸外国では依然として豚或いは豚科のその他動物、家きん並びに産卵鶏などに広範に使用されているため、飼料安全法で豚用に審議された時の検出限界値であり、しかも諸外国における定量限界値である 0.05ppm を適用することは可能であると考えます。</p>	日本イーライリリー株式会社	122
126	<p>シベルメトリン</p> <p>現在諸外国において、シベルメトリンとして承認を受けている物質には、シベルメトリンの他、シベルメトリン、ゼータシベルメトリンが存在します。このうちのゼータシベルメトリンについては、オーストラリア等の事例にならい、シベルメトリン及びシベルメトリンと同様の MRL を設定できるものと考えます。基準値リストの中に、シベルメトリンと共に、ゼータシベルメトリンも含めていただきたい。</p>	日本イーライリリー株式会社	122
127	<p>主にインドで使用されているニーム抽出物(オイル等)【由来植物:インドセンダン】、及びこの有効成分 Azadirachtin は、対象外物質として認識して良いのでしょうか。</p>	日本紅茶協会	123
128	<p>小麦粉の基準のうち、「全粒粉」については、残留農薬の減衰はないと考えられるので、小麦の基準値をそのまま適用すべきである。</p>	製粉協会	127
129	<p>加工食品の基準値の食品分類で、「小麦麦芽」と「小麦胚芽」の記述があるが、全て「小麦胚芽」に統一すべきである。</p>	製粉協会	127
130	<p>パーム油の原料であるアブラヤシの実は、「その他のオイルシード」でよいか。また、サル脂、シア脂、イリッペ脂も同様でよいか。</p>	社団法人日本植物油協会	128
131	<p>カルフェントラゾンエチルは、2004 年9月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。</p>	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	129
132	<p>類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ 0.05(米)、0.05(ねぎ)、1(ピーマン)、0.5(トマト)、0.2(なす)、0.2(すいか)、0.5(あんず)、1(ぶどう)、0.2(マンゴー)ppm が設定されているイミダクロプリドの各農作物について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.077(米)、0.23(ねぎ)、1.21(ピーマン)、0.32(トマト)、0.13(なす)、0.11(すいか)、0.29(あんず)、1.35(ぶどう)、0.49(マンゴー)ppm が検出されていることから、基準値としてそれぞれの登録保留基準値を要望する。</p>	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
133	<p>イミダクロプリドは、「カリフラワー」「ブロッコリー」「カキチシャ」「食用ホオズキ」「まくわうり」「バジル」「さんしょうの実」でマイナー作物承認がなされている。よって、それぞれの登録保留基準を、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、その他のなす科野菜、まくわうり、その他の野菜、その他のかんきつ類果実で採用して欲しい。</p>	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
134	<p>類型1-1が適用され、CODEX 基準により1ppm が設定されているエテホンの小麦について、作物残留試験結果を示す。それによると、最大で 0.60ppm が検出されていることから、基準値として2ppm を要望する。</p>	バイエルクロップサイエンス株式会社	130

135	エテホンは、第2果菜類に登録保留基準を有している。第2果菜類には、「その他の野菜」に含まれる農作物も含まれることから、その他の野菜に当該基準値である 2ppm を設定すべきである。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
136	類型1 - 1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ 0.2、0.1ppm が設定されているエンドスルファンのばれいしょ、てんさいについて、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.062ppm、0.349ppm が検出されていることから、基準値として登録保留基準の 0.5ppm を要望する。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
137	スピロジクロフェンは、小粒果実類、第2大粒果実類に登録保留基準を有している。小粒果実類には、「あんず」「その他の果実」に含まれる農作物が、第2大粒果実類には「パパイヤ」「グアバ」「マンゴー」「パッションフルーツ」が含まれることから、その他の野菜に当該基準値である 5、2ppm を設定すべきである。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
138	チアクロプリドの「上記以外の野菜」にある登録保留基準 5ppm は、間違いではないか。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
139	デルタメトリン及びトラロメトリンで、「にら」「たけのこ」の食品分類は、それぞれ「その他のゆり科野菜」「その他の野菜」から細分化されたものであり、当該基準値(現行)を記載してほしい。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
140	トリクロルホン 提案されている基準値 0.004ppm として薬事法に基づく承認の際の定量限界値または検出限界が参照されている。しかし、本基準値は非常に小さく、想定される一律基準値よりも低い値と推測される。 また、豪州においては、これら食品に残留基準値(0.05ppm)が設定されている。豪州における本化合物のこれら食品における基準値は定量限界値と等しいが、豪州において本化合物を含有する農薬が登録されており、飼料に供される可能性のある作物への使用が承認されている。一律基準よりも低い基準値を設定する合理性が認められず、分析精度を考慮し、より現実的な豪州における基準値を採用すべきと考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
141	トリアジメノールはトリアジメホンの代謝物である。トリアジメホン使用により生成するトリアジメノールの残留を考慮し、小麦、ライ麦、その他の穀類、ねぎ、ピーマン、未成熟エンドウ、その他の野菜について、CODEX 基準ではなく、トリアジメホンの登録保留基準を採用して欲しい。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
142	類型1 - 1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ 0.1(ライ麦)、0.1(その他の穀類)、0.05(ねぎ)、0.1(ピーマン)、0.1(きゅうり)、0.1(その他のうり科野菜)、0.05(未成熟えんどう)ppm が設定されているトリアジメホンの各農作物について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で(ライ麦・その他の穀類については、代表として 0.19(小麦)、0.05(大麦))、0.41(ねぎ)、0.49(ピーマン)、0.04(きゅうり)、<0.10(ゆうがお(その他のうり科野菜))、0.07(さやえんどう)ppm が検出されていることから、基準値としてそれぞれの登録保留基準値を要望する。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
143	トリアジメホンは、「未成熟ささげ」「未成熟そらまめ」でマイナー作物承認がなされている。よって、これらの登録保留基準 1ppm を、その他の野菜に採用して欲しい。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
144	類型1 - 1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ 0.05(大豆)、0.02(ばれいしょ)、1(みかんを除くかんきつ類果実)、2(りんご)、2(なし)、0.2(もも)ppm が設定されているメソミル及びチオジカルブの各農作物について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.046(大豆)、<0.008(ばれいしょ)、3.39(かんきつ)、1.61(りんご)、1.49(なし)、0.57(もも)ppm が検出されていることから、基準値としてそれぞれの登録保留基準値を要望する。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130

145	メチルイソチオシアネート、ダゾメット及びメタムの基準値案で、野菜類ではカーバムナトリウム塩の基準を参考とし、登録保留基準値 0.5ppm を採用すべき。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
146	0.04～0.12ppm の残留が認められている試験成績を勘案し、カルバリルのなたねについて、カナダの一律基準値 0.1ppm を採用して欲しい。	Canola Council of Canada	131
147	ジチオカルバメートに何が含まれているのかよく分からない。アメリカでは、ジチオカルバメート系農薬として、マンコゼブ、マンネブ、メチラム、ジメチルジチオカルバメートナトリウム塩、ジラム、チラム、フェルバム、及びメタムナトリウム塩を定義している。	National Food Processors Association	132
148	プロパニルの規制対象化合物が明確でない。オーストラリアでは、親化合物のみである。	Australian Government	133
149	アセタミプリドの家禽類の基準値は、「類型8」が適用されて 0.01ppm となっているが、豪州基準の定量限界値である 0.05ppm を採用して欲しい。	Australian Government	133
150	カルバリルの Dewberries(10ppm)の豪州基準が、記載されていない。	Australian Government	133
151	二硫化炭素の豪州基準が、反映されていない。	Australian Government	133
152	カルボスルファンの豪州基準が反映されていない。これら基準は、カルボフランと同一であってカルボフランを含んだ基準であるが、カルボスルファンの項にも記載すべきである。	Australian Government	133
153	クロルピリホスの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(0.2ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
154	クロルタールジメチルのバセリの豪州基準(2ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
155	クロフェンテジンのその他の陸棲哺乳類の乳の豪州基準(0.05ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
156	クロキントセットメキシルの小麦の豪州基準は 0.1ppm に変更されている。	Australian Government	133
157	クロルスロンの牛のその他の内蔵の基準値は、「類型8」が適用されて 0.08ppm となっているが、豪州基準の定量限界値である 0.1ppm を採用して欲しい。	Australian Government	133
158	シハロトリンの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(0.5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
159	シハロトリンの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(1ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
160	シプロコナゾールの豪州基準(畜産物)が反映されていない。	Australian Government	133
161	ダイアジノンの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(0.5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
162	フェニトロチオンの畜産物の基準値は、「類型8」が適用されて 0.001ppm 等となっているが、豪州基準の定量限界値である 0.05ppm 等を採用して欲しい。	Australian Government	133
163	フェンバレートの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(0.5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133

164	フィプロニルの Tarnip, Garden(かぶ類の葉)の基準(0.1ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
165	フルジオキサニルのひまわりの種の豪州基準(定量限界値0.02ppm)が計算に反映されていない。	Australian Government	133
166	フラチオカルブの豪州基準が反映されていない。これら基準は、カルボフランと同一であってカルボフランを含んだ基準であるが、フラチオカルブの項にも記載するべきである。	Australian Government	133
167	グアザチンのメロン類果実とまくわりの豪州基準は、10ppm に修正されているので、反映して欲しい。	Australian Government	133
168	亜リン酸(Phosphorous acid)の豪州基準(ホセチルに相当)が反映されていないので、反映して欲しい。	Australian Government	133
169	プロシミドンの豪州基準(畜産物)が反映されていない。	Australian Government	133
170	スピロキサミンのバナナで、豪州基準(5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
171	トリアレート(動物)の腎臓等の豪州基準が反映されていない。	Australian Government	133
172	トリフロキシストロピンのいちごは、基準値(2ppm)が設定されたので豪州基準を反映して欲しい。	Australian Government	133
173	セレン酸バリウムを対象外リストに掲載してもらいたい。	Australian Government	133
174	銅に由来する殺菌剤、硫黄、石油、脂肪酸塩及び脂肪酸エステルを対象外物質に加えるべき。また、対象外物質は使用規制のないものに限定すべきでない。使用規制の多くは食品安全ではなく、GAP や環境影響の観点で設けられている。[原文英語]	The New Zealand Food Safety Authority	135
175	シベルメトリンのオクラについて、Thailand の基準値は0.2ppm である。これは、貼付した作物残留試験成績(最大で 0.18ppm が残留)に基づいたものであるが、日本の暫定基準値案は 0.01ppm である。0.2ppm を採用して欲しい。	Thailand	136
176	シベルメトリンのドリアン(その他の果実)について、Thailand の基準値は 0.5ppm である。これは、貼付した作物残留試験成績(最大で 0.50ppm が残留)に基づいたものであるが、日本の暫定基準値案は 0.05ppm である。0.5ppm を採用して欲しい。	Thailand	136
177	トリアゾホスのえだまめについて、Thailand の基準値は 0.2ppm である。これは、貼付した作物残留試験成績(最大で 1.16ppm が残留)に基づいたものであるが、日本の暫定基準値案は一律基準対応である。0.2ppm を採用して欲しい。	Thailand	136
178	EU 基準は更新されているので、最新のものを参照して作り直して欲しい。	EUROPEAN UNION	137
179	フロルフェニコール 提案された MRL はでは、0.2ppm が設定されているが、1ppm で MRL を設定する提案を社)行いたい。Finfish の筋肉と皮について、似通った MRL は EU でも設定されている。 この MRL は、近年 EMEA により安全性評価がなされたものであり、EMEA Summary Repot 2002 Jan にレポートされている。[原文英語]	Netherland (Nutreco	138

180	フルメキン日本に輸入される大半のサケは、チリ原産である。この薬剤はチリにおいて使用が認められており、EUでも同様である。この薬剤は、動物の健康に深刻な影響を与えるSRS(Salmonid Rickettsial Septicemia)の処理に主として使用される。にもかかわらず、試験における休薬期間後の残留レベルは、更新された分析法の検出限界以下であった。EUにおけるフルメキンの finfish の MRL は、サンプルの筋肉と皮で0.6ppm で設定されている。この MRL は、近年の EMEA(European Agency for the Evaluation of Medical Products)により行われた安全性評価に基づいており、EMEA Summary Report 2002 Jan にレポートされている。[原文英語]	Netherland (Nutreco社)	138
181	BHA(87)、BHT(178)、エトキシキン(247) サケ目とスズキ目に提示された MRL では、魚の飼料中のこれら抗酸化剤とし合法的な使用方法に適合しない。試験において確認されたサケを含む養殖魚に見いだされる残留レベルの結果としては、その幅としてBHA,BHT及びエトキシキン個々に、1~5ppm、5~15ppm、0.1~6ppmであった。しかるに、提案されたMRLと試験で得られた結果について大きな差が認められている。 このようなことは、重要度は異なるが、日本の添加物規制においても示されている。このうち、最大残留量について、乾燥と塩蔵魚類に対する直接添加による使用については、BHA、BHT について単独又は組み合わせで 200ppm である。同様な最大残留量については、他の食品についても規定されており、油脂とバターで例としては 200ppm が設定されている。米国と対象に、日本においては、エトキシキンは直接添加で使用することを認めていない。 我々はサケ目、スズキ目、そして他の養殖魚について、MRL を変更することを提案したい。その値は、鮮及び冷凍双方について、より現実的なレベルである、5、20、0.5ppm を BHA,BHT 及びエトキシキン個々について提案したい。エトキシキンに関する現行の米国基準は、「非調理動物筋肉」で 0.5ppm である。我々が知る限り、食品法で BHA,BHT に関する世界残留基準は見あたらない。 [原文英語]	Netherland (Nutreco社)	138
182	TCMTB、ジクロロプロップ、MCPB、メコプロップ、臭化メチル、オキシデトンメチルについて、カナダで農薬の使用が認められているので、カナダの一律基準である 0.1ppm を採用して欲しい。	The Canadian Grain Commission	139
183	Cryolite について、暫定基準第2次案に記載がない。	The United States Government	142
184	アセフェートのそら豆について、米国基準(3ppm)が記載されていない。	The United States Government	142
185	クレトジムのえだまめについて、米国基準(10ppm)が記載されていない。	The United States Government	142
186	ハロキシホップ、テブコナゾール、トリフロキシストロピン、ジクワットのホップについて、前回の回答に従い、ドイツ基準(ジクワットはEU基準)を採用して欲しい。	The Government of Federal Republic of Germany	143
187	動物用医薬品であるイプロニダゾール、ナスタチン、ロイコマイシン(別名キサマイシン)、プロピオニルプロマジンについては本リストに掲載されていないので、暫定基準を設定し、収載されたい。また、ホルモン剤であるジエチルスチルベストロールの取り扱いについて、別表1に掲載する等の考え方を示されたい。	日本生活協同組合連合会	144
188	各国の基準値のうち、検出限界値として設定されている各種基準値を採用して欲しい。(物質名:EU 由来(DNOC、アジムスルフロン、アジンホスエチル、アバメクチン、アミトラス、アルジカルブ、イマザモックスアンモニウム塩、オキシデトンメチル、カルボスルフアン、カンフェクロール、キナルホス、キントゼン、クレソキシムメチル、クロゾリネート、クロフェンテジン、クロルフェナピル、酸化エチレン、酸化フェンブタスズ、四塩化炭素、	Australian Government 等多数	-

<p>ジコホール、ジノセブ、ジノテルブ、シハロトリン、シロマジン、水銀化合物、スピロキサミン、スルホスルフロンの、チアベンダゾール、テクナゼン、トリアスルフロンの、トリアゾホスの、トリクロルホンの、トリデモルフ、トルツラズリル、ニトロフェンの、パラコートの、パラチオンの、ピコリナフェンの、ピナバクリルの、ピラゾホスの、ピンクロゾリンの、プロモプロピレートの、ベンタゾンの、ペンディメタリンの、フェナミホスの、フェバンテルの、フェンチンの、フラチオカルブの、フルシトリネートの、プロシミドンの、プロピザミドの、プロファムの、プロフェノホスの、プロボクスルの、プロモプロピレートの、ヘキサコナゾールの、ベナラキシルの、ペンコナゾールの、ベンフラカルブの、ホキシムの、ホルモチオンの、ホレートの、メカルバムの、メタクリホスの、メチダチオンの、モノクロトホスの、モノリニューロンの、レスメトリンの)、オーストラリア由来(2,2-DPA、2,4-DB、2-(チオシアノメチルチオ)ベンゾチアゾールの、EPTC、MCPA、MCPB、ODB、アイオキシニルの、アザメチホスの、アシュラムの、アジンホスメチルの、アトラジンの、アボパルシンの、アルドキシカルブの、イオドスルフロンの、イソキサフルトールの、イマザピックアンモニウム塩の、イマザピル、イマザモックスアンモニウム塩の、イマゼタピルアンモニウム塩の、イミダクロプリドの、インドキサカルブの、エタメツルフロンの、エテホンの、エトキサゾールの、エトキシスルフロンの、エトフメセートの、エトフメセートの、エトプロホスの、エビコナゾールの、オキシフルオルフェンの、オキサベトリニルの、オキシデメトンメチルの、オキシフルオルフェンの、オメトエートの、オリザリンの、オレアンドマイシンの、カズサホスの、カルバリルの、カルフェントラゾンエチルの、カルベタミドの、カルボスルファン、カルボフラン、キザロホップ-p-テフリルの、キタスマイシンの、キャプタンの、グルホシネートの、クレトジムの、クロキントセット酸の、クロキントセットメキシルの、クロジナホップ酸の、クロマゾンの、クロフェンテジンの、クロルスロンの、クロルタールジメチルの、クロルピリホスメチルの、クロルフェナピルの、クロロタロニルの、クロロピクリンの、ケトプロフェンの、サリノマイシンの、シアナミドの、ジアフェンチウロンの、シクラニリドの、ジクロフルアニドの、ジクロホップメチルの、ジフェナミドの、ジフェノコナゾールの、ジフルフェニカンの、シプロコナゾールの、シプロジニルの、シマジンの、ジメトエートの、ジメトモルフ、ストレプトマイシン及びジヒドロストレプトマイシンの、スルファドキシシンの、スルホスルフロンの、セトキシジムの、ダイアジノンの、チアクロプリド、チオジカルブ、チフェンスルフロンの、テトラサイクリンの、テルブトリン、テルブホスの、トラルコキシジムの、トリアスルフロンの、トリアラートの、トリクロルホンの、トリクロロエチレンの、トリフルムロンの、トリフロキシスルフロンの、トリベヌロンメチルの、ナブタラム、ナフタロホスの、ナプロパミド、ナレド、二塩化エチレンの、ノルジエストメットの、ノルフルアズロンの、バシトラシンの、パラコートの、パラチオンメチルの、パルベンダゾールの、ハロキシホップの、ハロスルフロンの、ピコリナフェンの、ピノキサジンの、ピメトロジンの、ピラクロストロピンの、ピラクロホスの、ピリチオバックナトリウム塩の、ピリデートの、ピリプロキシフェンの、ピリミカルブの、ピリメタニルの、フィプロニルの、フェナミホスの、フェニトロチオンの、フェノキサプロップの、フェノトリンの、フェンクローラゾールエチルの、フェンチオンの、フェンヘキサミドの、フェンメディファムの、ブタフェナシルの、ブトロキシジムの、ブプロフェジンの、フラチオカルブの、フラボホスホリポールの、フラムプロップメチルの、フルオキシピルの、フルオメツロンの、フルキンコナゾールの、フルジオキシニルの、フルシトリネートの、フルトリアホールの、フルバリネートの、フルプロポネートの、フルミオキサジンの、フルメツラム、プロカインペニシリンの、プロシミドンの、プロディファコウムの、プロバクローলের、プロパキサホップの、プロパジンの、プロパニルの、プロパモカルブの、プロピコナゾールの、プロフェノホスの、プロペタムホスの、プロマシルの、プロメトリンの、プロモキシニルの、プロモクロロメタンの、ヘキサクロロベンゼンの、ヘキサジノンの、ベナラキシルの、ペプレート、ペンスルフロンの、ベンゾカインの、ベンダイオカルブの、ペンディメタリンの、ベンフラリンの、ホスメットの、メコプロップの、メソスルフロンの、メタスルフロンの、メタゾールの、メタベンズチアズロンの、メツルフロンの、メチダチオンの、メトスラム、メフェンピルジエチルの、メベンダゾールの、メピンホスの、モネンシンの、ラサロシド、リニューロンの、リン化水素、ルフェヌロンの)、米国由来(ナプロパミド、プロパニル))</p>		
--	--	--

189	米国で、Section18 緊急措置、あるいは期限付き基準値として設定されているものについて、暫定基準として採用して欲しい。(イマゼタビルアンモニウム塩等)	The United States Government 等多数	-
190	ピラクロストロピンは、2004 年10月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。	U.S. Hop Industry Plant Protection Committee・BASF アグロ株式会社・The United States Government	10・21・142
191	スルフエントラゾンの米国基準で、「てんさい」に基準があるが、さとうきびの間違いでないか。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社・The United States Government	129・142
192	ストレプトマイシンは、2003 年7月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。	Nowthwest Horticultural Council・株式会社ニチレイ	15・30
193	エポキシコナゾールは日本語版と英語版で基準値の記載が異なっており、英語版は誤記である。修正を求める。	BASF アグロ株式会社・Australian Government	21・133
194	リニューロンの「とうもろこし」について、輸入が多いことから、類型3 - 2 - 1を適用して米国と豪州基準の平均値である 0.15ppm を採用して欲しい。	飼料輸出入協議会・デュボン株式会社	27・102
195	オキシカルボキシニンについて、参考としている豪州基準がおかしい。(ブルーベリー 10ppm)	株式会社ニチレイ・Australian Government	30・133
196	クロルフェナピルの英語名は、「CHLORFENAPYR」ではないのか。	大阪府立公衆衛生研究所・日本農薬株式会社	32・51
197	類型7が適用され、0.5ppm が設定されているカルボフランのだいこん及びねぎについて、親化合物であるカルボスルファンの作物残留試験結果を示す。それによると、カルボスルファンが検出されずにカルボフランのみが検出されるケースとして、カルボフラン及び代謝物がそれぞれ最大で 0.339ppm、0.267ppm 検出されていることから、基準値として 1ppm を要望する。	石原産業株式会社・エフエムシー・ケミカルズ株式会社	41・129
198	ハロキシホップの豪州基準(にんにく、その他のオイルシード)が反映されていない。	ダウ・ケミカル日本株式会社・Australian Government	53・133
199	キノキシフェンの米国基準に誤記がある。	ダウ・ケミカル日本株式会社・The United States Government	53・142
200	メタミドホスのはくさい、夏みかん、小豆類(いんげん)の基準値は、メタミドホスの親化合物であるアセフェートを使用した際、メタミドホスとして超過してしまう可能性がある。はくさいの場合、作物残留試験結果によれば、メタミドホス基準値が 0.7ppm のところ、最大 0.972ppm(別の提出資料によると 0.726ppm)が検出されている。従って、メタミドホスにも、アセフェート基準値と同じ 5ppm を設定して欲しい。	アリスタ ライフサイエンス株式会社・全国農業協同組合連合会・丸紅株式会社	77・81
201	海外基準値が暫定基準値案に掲載されていないので、掲載し、考慮して欲しい。	海外団体等多数	9 等